

東海岡山人会会則

第1章 総則

(名称および目的)

- 第1条 この会は東海岡山人会と称する。
この会は下記の第4条に定める会員相互の親睦と情報交換による絆を深め、会員各自の啓発につとめる。
この会の行事に参加し、岡山人としての自覚と責任を強め、健康で明るい生活を推進することを目的とする。

(事業)

- 第2条 この会は第1条の目的を遂行するために、次の事業を行う。
- 1 岡山県・愛知県の産業文化の紹介とセミナー実施・観光分野での交流・発展への協力を行う。
 - 2 会報の発行・配布
会員の情報交換と岡山県・愛知県の情報を広く伝える目的で「東海岡山人会だより」を年1回以上発行する。
 - 3 愛知県・名古屋市・広島県・山口県・鳥取県・島根県などとの積極的な交流を図る。
 - 4 会員増強の為のPR活動・ホームページの更なる活用を行う。

- 第3条 この会の事務所を名古屋市中区丸の内 2-14-4 エグゼ丸の内 904に置く。

第2章 会員

(資格)

- 第4条 この会の会員資格は次の通りとする。
愛知・岐阜・三重の3県ならびに隣接する県（静岡県浜松地区等）に居住する岡山県出身者とその家族、および岡山県に縁故のある者、また岡山県在住経験者（以下広く岡山人という。）のうち、入会の手続きを済ませたものを会員という。

(入会)

- 第5条 この会の入会希望者は所定の入会申込書により申し込み、役員会の承認を得たのちに会員の資格を取得する。

(退会)

- 第6条 退会にあたっては各人がその旨を事務局に通知する。
又、過去3年間、行事への参加実績と会費の納入が無い場合は事務局において自動的に退会手続きを行う。

第3章 役員

(役員)

第7条 この会に次の役職を置く。任期は2年とし、再任は妨げない。

1	会 長	1名
2	副 会 長	若干名
3	相 談 役	若干名
4	事 務 局 長	1名
5	幹 事 長	1名
6	副 幹 事 長	2名
7	幹 事	若干名
8	監 事	2名
9	顧 問	2名

(選任方法)

第8条 役員を選任方法は次の通りとする。

- 1 会長・副会長・相談役および事務局長は、役員会（第11条1項）において選任し、総会に報告する。
- 2 幹事長は会長・副会長・事務局長の会議によって任命する。
副幹事長は幹事長が指名し、会長・副会長・事務局長の合意により決定する。
- 3 幹事は会長・副会長・事務局長・幹事長が選任し、総会に報告する。
- 4 監事は一般の会員の中から、役員会の合意を得たうえで選任し、総会に報告する。

(職務)

第9条 役員の職務は次の通りである

- 1 会長はこの会の代表として業務を総括する。
また、対外折衝（愛知県・岡山県・岡山市他市町村への協力依頼及び東京・近畿岡山県人会と読売新聞中部支社と中国四県（広島・山口・島根・鳥取）の交流促進等）を行うことがある。
- 2 副会長は提言・助言を行うと共に主な行事（総会・新年会・ふるさと全国県人会まつり・春日井まつり・ゴルフ部会・会員交流青年部会）の企画立案・推進・評価を行う。
- 3 相談役は大所・高所から会長に対し提言・助言を行い、会長・各役員を補佐する。
- 4 事務局長は会長の命を受け、この会の運営に必要な職務を行う。
- 5 幹事長は幹事会を通じて、自ら企画立案・改善案等をまとめ、会長・副会長・事務局長に具申する。
- 6 幹事は会長・副会長・事務局長・幹事長の命を受け、各行事の実行推進を補佐する。
- 7 監事はこの会の収支および財産の状況ならびに業務執行の状況を監査し、会長の承認を得たうえで、総会に報告する。
- 8 顧問は豊かな経験を生かし、会の運営面について助言する。

第4章 会議

(総 会)

第10条 総会は毎年1回の定期開催のほか、会長が必要と認めた時に役員会の承認を得て臨時に開催することができる。

- 1 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
- 2 次に掲げる事項については会長・副会長の了解を経て総会の承認を得なければならない。
 - 1 収支予算および事業計画
 - 2 収支決算および事業報告
 - 3 監事の選任
 - 4 会則の変更
 - 5 その他、この会の運営に関する重要事項

(役 員 会)

第11条 この会に役員会・トップ役員会・幹事会を置く。

- 1 役員会は会長が招集して議長を務め、原則として5月と10月に開催し、会長・副会長・事務局長・幹事長より構成する。
- 2 役員会の業務は運営・イベントの開催・収支予算・決算等総会に提出すべき事項について協議決定する。
- 3 トップ役員会は会長の諮問機関として、会長が招集して議長を務める。
この会議は会長・副会長・相談役・事務局長・監事により構成され、原則として年に1~2回開催する。
- 4 幹事会は幹事長が招集し、議長は幹事長が務める。
幹事会は年に2~3回の開催とし、会員の増大、新たな企画等、建設的に協議・提案を行い、結果を会長に報告する。
会長・副会長・事務局長がオブザーバーとして出席する場合もある。
- 5 この会の議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。
ただし、賛否同数のときは、議長が決定する。

(担当と部会)

第12条 この会の事業を円滑に行うため、総括と各行事についての主な担当を定める。(総括運営担当・総会及び懇親会と新年会担当・ふるさと全国県人会まつり担当・春日井まつり担当)並びに主に副会長を責任者として役員で構成する部会(ゴルフ部会・会員交流部会・青年部会など)を置く。
招集は各責任者が行うものとする。

5章 資産及び会計

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(会の運営費用)

第14条 この会の運営に必要な費用は会員の会費・寄付金（広告宣伝料他）およびその他の収入によりまかなう。

(会費)

第15条 年会費は下記の金額とする。
但し必要に応じ、臨時会費を徴収することができる。

会	長	10,000円
副	会 長	8,000円
相	談 役	8,000円
顧	問	8,000円
幹	事長・副幹事長	7,000円
幹	事・監事	7,000円
一	般 会 員	3,000円

なお、年会費について事務局は4月初めに請求書を発送し、各会員は4月末までに納入するものとする。

付 則

(会則の変更)

第16条 この会則を変更しようとするときは、役員会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

(実施時期)

第17条 この会則は、平成30年 7月 1日から施行する。

東海岡山県人会・会長

尾原 博明